

## 1 事業名

所沢市地域公共交通協議会条例の一部改正

## 2 事業の概要

道路運送法の一部改正に伴い、運賃等について協議するための運賃協議部会の設置について、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて同様の改正が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

道路運送法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第20号 所沢市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様等について協議すること。
- (3) 前号の運送に係る運賃及び料金について協議すること。
- (4)・(5) 略  
(意見の聴取等)

第8条 略

(運賃協議部会)

第9条 協議会は、第3条第3号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。

2 運賃協議部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の協議会とする。

3 運賃協議部会に属する委員は、会長が指名する。

4 運賃協議部会に部会長を置き、第4条第2項第7号に掲げる委員をもって充てる。

5 第6条第2項及び第7条の規定は、運賃協議部会について準用する。

6 協議会は、運賃協議部会の議決をもって協議会の議決とする。

(部会)

第10条 前条に規定するもののほか、協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 略
- 3 第6条から第8条までの規定は、部会について準用する。
- 4 略  
(委任)

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様並びに運賃及び料金等について協議すること。
- (3)・(4) 略  
(意見の聴取等)

第8条 略

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 略
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。
- 4 略  
(委任)

第11条 略

第10条 略